

彙報

第三條 保険醫が被保険者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ

イ 投薬ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲シ
治療上數劑ヲ投與スルノ必要アリト認メラルル
場合ニ於テハ數劑ヲ投與スルコト

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 病院又ハ診療所ヘノ收容

第三章 診療方針

健康保険保険醫等の療養擔當規程に

關於厚生省告示

健康保険保険醫、保險歯科醫及び保險薬剤師の療養

擔當規程は昭和十八年三月十二日付官報を以て告示せ

られ、孰れも昭和十八年四月一日より施行せらるゝこ

ととなつた。

健康保険保険醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日)
(厚生省告示第百五號)

第六條 保険醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ
シ

一 診察

イ 診察ハ特ニ被保険者又ハ被扶養者ノ職業的特

性ヲ顧慮シ之ヲ爲スコト

ロ 診斷上行フ各種ノ検査ハ必要アリト認メラル

ル場合ニ之ヲ爲スコト

ハ 往診ハ傷病ノ治療上必要アリト認メラル場

合ニ之ヲ爲スコト

二 被保険者ノ申出ナキニ拘ラズ濫ニ事業所ニ出

張シテ診療ヲ爲サザルコト

二 投薬

第一條 保険醫(歯科醫師タル保険醫ヲ除ク以下同ジ)

ハ健康保険法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保険ノ

被保険者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當

スペシ

第二條 保険醫ハ健康保険ノ診療ニ關シ日本醫師會及

道府縣醫師會ノ指導ヲ受クベシ

四 手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲ス
コト

ロ 處置又ハ繩帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

提出ナキトキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ
ハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養
證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セ
シムベシ

第九條 保険醫ハ被保險者ニ付結核性疾病ニ關シ六月

ヲ超エテ診療ヲ爲サントスルトキハ當該給付開始前

三月以上引續キ被保險者タリシコトヲ被保險者證ニ

依リ確メタル後之ヲ爲スペシ

第十條 保険醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保険醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔

金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第

八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ノ支拂ヲ受ケベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ

要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ニ對スル左

ノ保険給付ヲ爲スコトヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ

速ニ被保險者ヲシテ其ノ手續ヲ執ラシムルニ必要ナル

助力ヲ爲スベシ

第五章 診療報酬ノ請求

第十六條 保険醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請

求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ樣式第三號

ニ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテハ醫

視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

府縣醫師會ニ送付スベシ

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十四條 保険醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書
類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十五條 保険醫ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ハ意
見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リ
テハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事
業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事
由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證
明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ラ
ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭争、泥醉又ハ著シキ不行跡
ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診
療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲
ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療取扱手續

ニ依リテ治療ノ效果ヲ收ムルコト難ク且其ノ療法
ヲ最モ適切ナリト認メラル場合又ハ本療法ヲ併
用スル必要アル場合ニ之ヲ爲スコト

六 特殊療法、特殊薬等 特殊療法、特殊薬等ハ醫
學上一般ニ其ノ價值ヲ認メラレタルモノヲ使用ス

ルコト

第六章 診療取扱手續

第七條 保険醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療

ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル
診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者
證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明
書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受ク

ルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保険醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險
者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保
險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養
證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ

第十二條 保険醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ
他保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ
交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十三條 保険醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療
錄ヲ其ノ他ノ診療錄ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シムベシ

健康保險被保險者
被扶養者 診療錄

No.

樣式第一號(表面)

彙報

被保險者證 被保險者 ノ 氏名	記號 第 號	受 診 者	氏名				保 險 者	府 廳 縣 所 出 張 健 康 保 險 組 合		
			住 所							
			職 業	被保險 者トノ 續柄			事業所ノ 名稱			
			資格取得 大正 昭和 年 月 日	男 女	明治 大正 昭和	年 月 日	生	事業所ノ 所在地		
傷 病 名		業務	發 痘	初 診	開 始	終 了	轉 脣	診療日數	期間滿了豫定	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
		上 外	月 年 日	月 年 日	月 年 日	月 年 日		日	年 月 日	
既往症、主要症狀、經過等					處 方、手 術、處 置 等					

(裏面)

四二一

投薬、注射、處置其ノ他診療ノ事實

種別 月日											合計	
	點數	負擔金額	點數	負擔金額	點數	負擔金額	點數	負擔金額	點數	負擔金額	點數	負擔金額
計												
<u>勞務不能ニ關スル意見</u>												
傷病名	意見書ニ記載セ ル勞務不能期間	意見書付			入院期間			診療日數			備考	
	自至	月月日日間	月	年日	自至	月月日日間	日	月分	月分	月分		
	自至	月月日日間	月	年日	自至	月月日日間	日	日	日	日		
	自至	月月日日間	月	年日	自至	月月日日間	日	日	日	日		

備考

- 一 「初診」欄ニハ本診療録記載ノ保険費ニ於テ初
メテ診察ヲ爲シタル年月日ヲ記載スベシ
- 二 「開始」欄ニハ健康保険ノ治療ヲ爲シタル最初
ノ年月日ヲ記載スベシ
- 三 「轉歸」欄ニハ治癒、期間満了、轉歸、死亡等
ノ別ヲ記載スベシ
- 四 「治療日數」欄ニハ現實ニ診療ヲ爲シタル日數
ヲ記載スベシ例ハ内服薬二付一日分宛醫局日ニ
繼續投與シタルモノハ通算日數、間隔アルモノ
ハ其ノ日數ヲ控除シタル日數、外用薬ニ付使用
期間ヲ定メタルモノハ其ノ日數又外科的處置及
注射ニシテ診療方法ニ於テ間隔期間ヲ置クモノ
ハ其ノ間隔期間ヲ包含シタル日數、投薬、處置、
注射ヲ併用シタル場合ハ何レカ最も多キ日數ヲ
記載スベシ
- 五 「處方、手術、處置等」欄ニハ投薬ハ其ノ處方
内容、注射ハ藥名、用量、濃度(単位、號數)等
ヲ記載シ、手術、處置ヲ爲シタルトキハ其ノ施
術ノ月日、種類、程度等ヲ記載スベシ尙處方箋
及療養證明書又ハ家族療養證明書ヲ交付シタル
トキハ發行ノ月日ヲ記載スベシ
- 六 「投薬、注射、處置其ノ他診療ノ事實」欄ニ記
載シ付テハ左ニ依ルベシ
- イ 往診、藥劑、注射、處置、手術、入院等各
種別毎ニ其ノ事實ヲ記載スベシ
- ロ 「點數」欄ニハ診療報酬點數表ニ依リ當該點
數ヲ記載スルノ外藥劑、注射、處置ニ在リテ
ハ其ノ劑數又ハ回數ヲ記載スベシ尙藥劑ニ付
チハ散薬ハ「散」、水薬ハ「水」頓服薬ハ「頓」、
含嗽薬ハ「合」、洗滌薬ハ「洗」、罨法藥ハ「罨」、
浴藥ハ「浴」、塗布藥ハ「塗」、撒布藥ハ「撒」、
膏藥ハ「膏」、坐藥ハ「坐」、眼藥ハ「眼」、點耳
藥ハ「耳」等、注射ニ付テハ皮下注射ハ「皮」、
筋肉注射ハ「筋」、靜脈注射ハ「靜」等ト夫々略
字ヲ用ヒテ其ノ種別ヲ記載スベシ
- 、 「負擔金額」欄ニハ被保險者ノ場合ハ一部負
擔金額ヲ、被扶養者ノ場合ハ療養ニ要スル費用
ノ十分ノ五ヲ記載スベシ但シ被保險者ノ場
合ニシテ業務上ノ傷病若ハ診察料、検査料等
一部負擔金ノ支拂ヲ要セザルモノニ付テハ此
ノ限ニ在ラズ

昭和 年 月 分 健 康 保 険 診 療 費 報 酬 請 求 書										
No.		卷								
被保險者氏名		被記號		報酬金受領 指定銀行又 ハ郵便局		所屬 醫師會		道府縣 醫師會		
被保險者 證	被記號 第號	氏名	住所	種別	種類	請求點數 業務業務 外	審查決 定期點數 上	一部負 擔金額	道府縣 醫師會	
○事業所名		事業所所在地		初診	初診				○道府縣 醫師會	
傷病名		業務	發病	初診	開始	終了	當月診 療日數 轉歸		○道府縣 醫師會	
○		上外	年月日	年月日	年月日	年月日	日		○道府縣 醫師會	
入院外診療		手術							○道府縣 醫師會	
○		上外	年月日	年月日	年月日	年月日	日		○道府縣 醫師會	
入院日數									○道府縣 醫師會	
○		入院	年月日	退院	年月日				○道府縣 醫師會	
北 海 道 鄭 長 官									○道府縣 醫師會	
警 警 視 總 監 資									○道府縣 醫師會	
何 府 縣 知 事									○道府縣 醫師會	
何 健 康 保 険 組 合 理 事 長									○道府縣 醫師會	
請求者住所氏名		合計								備考

備考

一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考二ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シ

テ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載

スペシ

二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考三ニ準ズベシ

三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日

ヲ、診療ガ翌月ニ瓦ルトキハ「継越」ト

記載スベシ

四 「當月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様

式第一號備考四ニ準ズベシ

五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號

備考三ニ準ズベシ

六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ル

ノ外左ニ依ルベシ

イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、

回數等ヲ記載スベシ

ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、目

數、回數等ヲ記載スベシ

ヲ用ヒテ記載スベシ

ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度(單

位、號數)、用量、回數ヲ記載スベシ

注射藥二種類以上混合シテ使用シタ

ル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點

(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注

射、限り濃度、用量ノ記載ヲ省略ス

ルコトヲ得尙「皮下注射」ハ「皮」、「筋

肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜

等下略字ヲ用ヒテ記載スベシ

ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處

置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ

ヲ添附スベシ

七 結核性疾患ニ關シ延長診療ヲ爲シタ

ル場合ハ「傷病名」欄ニ略號ヲ記載

スペシ

八 請求者ガ保險醫ナル場合ハ「保險醫

ノ氏名」欄ノ記載ハ省略スルコトヲ得

様式第三號

昭和 年 月 分健康保險家族診療報酬請求書											
被記 保 險 者 號 及 番 號				所轄廳府縣(出張所)又 ハ健康保險組合ノ名稱							
被保險者ノ氏名				被保險者ノ資格 取 得 年 月 日			昭和 年 月 日				
事業所ノ名稱				事業所ノ所在地							
療養 受 け 者 扶養者	氏名	年	月	日	職業	業					
保 險 氏 名		年	月	日	被保險者トノ續柄		男女				
		報酬定額銀行又 ハ郵便局			所屬會	道府縣	道府縣				
傷 病 名	發 病	初 診	開 始	終 了	當 月 診 療 數	轉 歸	入 院	退 院	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	日				年 月	年 月	年 月
種 別	療養ニ要スル費用			審查決定點數	備 考						
	種	類	點 數								
初 診											
住 診	里	回	同一 家屋								
藥 劑											
注 射											
處 置											
手 術											
入 院 日 數			日								
院 六 點 超 過											
計								被扶養者 負擔額			
北海道廳總長官監事長	請求者 住所氏名										
警察局縣知事長											
何健康保險組合事長											

備考

一 「初診欄」ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズ
ベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ
〔繼續〕ト記載スベシ

二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考二ニ準ズ
ベシ

三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌
月ニ至ルトキハ〔繰越〕ト記載スベシ

四 「當月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考
四ニ準ズベシ

五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考三ニ準ズ
ベシ

六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ル
ベシ

イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回数等ヲ記載
スベシ

ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回数等ヲ
尙「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」
等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ

八 「注射」欄ニ在リテハ薬名、濃度(単位、號數)、
用量、回数ヲ記載スベシ注射藥二種類以上混合シ
テ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點
(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注射ニ限り濃度、
用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得、尙「皮下注射」ハ
「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等
ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ

九 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術
名、回数等ヲ記載スベシ

ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添附スベシ

七 結核性疾患ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷
病名」欄ニ〔〕ノ略號ヲ記載スベシ
八 請求者ガ保険醫ナル場合ハ「保險醫ノ氏名」欄ノ記
載ハ省略スルコトヲ得

九 本様式ハ第二回以降ノ請求ノ場合ニ使用スルモノ
トシ第一回ノ請求ニ在リテハ事業主ノ發行スル家族
險醫ノ氏名」欄以下ノ印刷アルヲ以テ之ニ該當事項
ヲ記載ノ上提出スベシ

第十條 保険醫(醫師)アル保険醫ヲ除ク以下同ジハ健

康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ被保
險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當スベシ

第十一條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關シ日本齒科醫師
會及道府縣齒科醫師會ノ指導ヲ受クベシ

第十二條 保險醫ガ被保險者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ
充填ハ齒冠回復又ハ保存ノ見込ナキ歯列ニ對シテ
ハ之ヲ爲サザルコトトシ鑲嵌ハ複雜窩洞ニ限りリ
ヲ行ヒ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指
定シタル銀合金ヲ使用スルコト

第十三條 保險醫又ハ治療材料ノ支給

イ 一 診察
二 藥劑
三 治療
四 充填及鑲嵌
五 補綴

第六條 保険醫ハ「コム」床義齒、合成樹脂床義齒、陶齒冠繼
續及白齒金屬冠トシ左ニ依ルコト

イ 補綴ハ齒牙ノ喪失又ハ齒冠ノ崩壞(充填ニ依
リ齒冠ノ回復ノ見込ナキ程度)ガ業務上ノ事由
ニ因ル場合及左ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ行フ
コト

第七條 健康保險ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康
ノ保持及進歩最モ要當邇切ナルモノタルコトヲ要ス

第五條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテ
ハ懇切丁寧トシ療養上必要ナル事項ハ了解シテ

キ様説示スベシ

第六條 保険醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ
シ

一、投薬

拔薬ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲スコト

二、注射

投薬ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲スコト

三、手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラル場合ニ之ヲ爲ス
コト

ロ 处置又ハ綱帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

三、手術及處置

(昭和十八年三月十二日)
厚生省告示第百六號

第一章 總則

厚生省告示第百六號

四 充填及鑲嵌

五 補綴

六 補綴

七 補綴

八 補綴

九 補綴

十 補綴

十一 補綴

十二 補綴

十三 補綴

十四 補綴

十五 補綴

十六 補綴

十七 補綴

十八 補綴

(三) 五歯以上ノ場合

何レノ部分ヲ間ハズシテ合シテ五歯以上

口 智齒ノ補綴ハ之ヲ行ハザルコト

ハ 白歯金屬冠、陶歯冠繼續ハ治療ノ結果充填ニ

依リ歯冠回復ノ見込ナキモノニ限ルコト

ニ 鈎ハ一床二鈎ヲ原則トスルコト但シ智齒ニ鈎

ヲ要スル場合ハ成ルベク「ゴム」ヲ使用スルコト

ホ 白歯代用金屬歯ハ咬合低位ノ場合ニ限ルコト

ヘ 補綴ノ材料ハ左ノ標準ニ依ルコト

(一) 「ゴム」床義歯又ハ合成樹脂床義歯ニ於ケ

ル陶歯ハ「アロイピン」附程度以上ノモノヲ使

用スルコト

(二) 陶歯冠繼續ニ於テハ全陶歯冠ヲ使用スル

コト但シ咬合ノ關係上前装陶歯又ハ有釘陶歯

ヲ使用シ得ルコト

(三) 鈎ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ

經テ指定シタル代用合金ヲ使用スルコトシ

已ムヲ得ズ金鈎ヲ使用スル場合ハ金位十八

「カラツト」以上ノモノヲ使用スルコト

(四) 金冠ハ金位二十「カラツト」以上厚徑三十

番以上ノモノヲ使用スルコト

(五) 代用金屬冠ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル代用合金ニシテ其ノ

厚徑三十番以上ノモノヲ使用スルコト

(六) 合成樹脂床ハ日本歯科醫師會ガ厚生大臣

ノ承認ヲ經テ指定シタル合成樹脂ヲ使用スル

コト

六 特殊療法、特殊薬等

特殊療法、特殊薬等ノ使用ハ醫學上一般ニ其ノ價

七 左ノ診療ハ之ヲ爲サザルコト

イ 患歯ニ非ザル過剩歯、轉位歯ノ拔歯(著シキ)

障害アルモノヲ除ク)

口 腫瘍歯治療後ノ固定裝置

八 歯列矯正

口 腫瘍歯治療後ノ固定裝置

第四章 診療取扱手續

第七條 保険醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療

ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル

診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保険醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者

證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明

書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受ク

ルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保険醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險

業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證

明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬪争、泥醉又ハ著シキ不行跡

ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診

療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲

ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十四條 保険醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請

求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號

ニ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣歯科醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテ

ハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

保険給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スペシ

第十一條 保険醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療錄ヲ其ノ他ノ診療錄ト區別シ様式第一號ニ依リ調製シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十二條 保険醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スペシ

第十三條 保険醫ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ意見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證

明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因

ザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬪争、泥醉又ハ著シキ不行跡

ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診

療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲

ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

五 被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第一

ノ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道

府縣歯科醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテ

ハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道

府縣歯科醫師會ニ送付スベシ

第十條 保険醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ他

要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

〔別掲様式表省略〕

健康保険保險醫藥劑師療養賃擔當規程

第八條 保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ハ調剤報酬ノ
請求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號ニ依ル調剤報

酬請求書ヲ藥局所在地ノ道府縣藥劑師會ヲ經由シ厚

ニ依リ健康保険ノ被保險者及被扶養者ニ對シ保險醫

生大臣又ハ當該健康保険組合ニ提出スベシ

又ハ保險者ノ指定スル者ノ交付シタル處方箋ニ依リ

薬剤ノ支給ヲ爲スベシ

〔別掲様式表省略〕

第二條 保險藥劑師ハ健康保險ノ藥劑ノ支給ニ關シ日

本藥劑師會及道府縣藥劑師會ノ指導ヲ受クベシ

第三條 保險藥劑師ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ保險

醫又ハ保險者ノ指定スル者ノ交付シタル處方箋ヲ提出

シテ藥剤ノ支給ヲ求メラレタルトキハ藥剤ノ支給

ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後之ヲ爲スベシ

第四條 保險藥劑師ガ藥剤ノ支給ヲ爲シタルトキハ保

險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ

付テハ一部負擔金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康

保險法施行令第八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ

十分ノ五ニ相當スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部

負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 保險藥劑師ハ被保險者及被扶養者ニ關スル調

査錄ヲ其ノ他ノ調査錄ト區別シ様式第一號ニ依リ調

製シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第六條 保險藥劑師ハ健康保險ノ藥剤ノ支給ニ關スル

帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ三年間保存スベシ
爲シ依リ藥剤ノ支拂ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキハ保險藥劑師ハ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府

ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知

スペシ

第八條 保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ハ調剤報酬ノ

請求ヲ爲サントスルトキハ樣式第二號ニ依ル調剤報

酬請求書ヲ藥局所在地ノ道府縣藥劑師會ヲ經由シ厚
同表四 商家ノ部中「宮古市」一〇一二二二二二二二二二
「三三三」ヲ「宮古市」一〇一二二二二二二二二二二二
「一三三」ヲ「飯塚市」一五五二八一二二二二二二二二
「五五一一〇」ヲ「飯塚市」一五五二八一二二二二二二二

前項ノ調査報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ藥
生大臣又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

局所在地ノ道府縣藥劑師會ニ送付スベシ

「二二二」ヲ「宮古市」一三三二三二二二二二二二二
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一
「二二二」ヲ「燒津町」(靜岡縣)一〇一

同表四 商家ノ部中「宮古市」一〇一二二二二二二二二二
「三三三」ヲ「宮古市」一〇一二二二二二二二二二二
「一三三」ヲ「飯塚市」一五五二八一二二二二二二二
「五五一一〇」ヲ「飯塚市」一五五二八一二二二二二二

家計調査施行規則中改正の件公布

(昭和十八年四月九日改ム)

家計調査施行規則中改正の件は、昭和十八年四月九
日付官報を以て左の如く公布せられた。

家計調査施行規則中改正ノ件

(昭和十八年四月九日改ム)

同表備考第三號中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改

ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ別表一「給料生活
者世帯ノ部及四 商家ノ部ノ改正規定ハ昭和十九年家

計調査ヨリ之ヲ適用ス

第二條中「内閣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第八條及第二十條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改

ム

(昭和十八年四月九日改ム)

同表備考第三號中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改

ム

家計調査施行心得中改正の件公布

(昭和十八年四月九日改ム)

家計調査施行心得中改正の件は、昭和十八年四月九
日付官報を以て左の如く公布せられた。

(昭和十八年四月九日改ム)

第一條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ、「實收入」ヲ

「基本給」ニ、「十五割」ヲ「二十割」ニ改ム

第二條中「實收入」ヲ「基本給」ニ改ム

第三條、第五條、第六條、第八條、第十四條、第十六